

団体の相互交流に都市間交流事業補助金をご活用ください

○ 都市間交流事業補助金とは？

本市と交流のある自治体等との相互交流を積極的に支援し、交流人口の拡大を図るための補助金です。

友好交流都市である神奈川県座間市や北海道長沼町をはじめ、交流のある自治体等と、本市の歴史、伝統、文化、スポーツ等を基調とした都市間交流事業を行うために必要な経費の一部を補助し、交流促進や交流人口の拡大、更なる地域の活性化を図ることを目的としています。

○ 補助金の対象になるのは？

【対象者】

- 市内に事業所を有する事業者、NPO 法人
- 10 人以上の市民で組織されている社会教育関係団体
- その他市長が特に認める団体等

【対象事業】

相互交流を目的とした本市の歴史、伝統、文化、スポーツ等を基調とした都市間交流事業

【交付対象経費・補助限度額・補助率】 ※千円未満切り捨て

交付対象経費	区分		補助限度額	補助率
・報償費 ・旅費 ・需用費(食糧費を除く。) ・役務費 ・委託料 ・使用料及び賃借料 ・原材料費 ・備品購入費(個人及び事業者の資産を形成するために要する経費を除く。) ・負担金 ・公課費	青少年の交流		40 万円	10/10
	上記以外の交流	過疎地域(長沼地区・岩瀬地区)の交流	10 万円	10/10
		上記以外の交流	5 万円	1/2

○ 申請方法は？

観光交流課交流推進係にご相談のうえ申請してください。詳しい申請方法は次ページのフローをご確認ください。

【住所】〒962-8601 須賀川市八幡町 135 番地

【電話】0248-88-9145 【FAX】0248-94-4563

【メール】kankou@city.sukagawa.fukushima.jp

○ 申請フロー

